



あなたの個人情報保護のため…

「本人確認」が 法律上のルールになりました



○平成20年5月1日から戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、住民票や戸籍等に関する届出・諸証明請求時には、本人確認書類の提示が義務付けられました。ご提示していただく、本人確認書類につきましては、裏面をご覧ください。

【お問い合わせ】

厚木市役所 市民健康部 市民課
電話 046-225-2110

本人確認書類一覧（有効期限内のもの）

顔写真の貼付されたもの（1点で確認）

運転免許証・マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード（顔写真のあるもの）・在留カード・特別永住者証明書（又は、みなし特別永住者証明書）・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・海技免状・電気工事士免状・無線従事者免許証・動力車操縦者運転免許証・運行管理者技能検定合格書・猟銃・空気銃所持許可証・特殊電気工事資格者認定証・認定電気工事従事者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・宅地建物取引主任者証・船員手帳・戦傷病者手帳・教習資格認定証（猟銃の射撃教習資格）・検定合格証（警備員に関するもの）

顔写真の貼付されていないもの

（Ⅰ+ⅠまたはⅠ+Ⅱの2点で確認）

【Ⅰ】

健康保険の被保険者証・年金手帳・各種年金証書・恩給証書・介護保険被保険者証・後期高齢者医療受給者証・高齢者医療証・心身障害者医療証・ひとり親家庭等医療証・高齢受給者証・生活保護受給者証

【Ⅱ】

社員証・学生証・その他法人が発行した写真付の身分証明書等